

要 望 書

平成28年8月

北関東磐越五県知事会議

福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県

福島県知事 内堀 雅雄

茨城県知事 橋本 昌

栃木県知事 福田 富一

群馬県知事 大澤 正明

新潟県知事 泉田 裕彦

【 目 次 】

1	原発事故への対応と東日本大震災からの復興について	1
	・ 風評被害対策について	1
	・ 損害賠償について	2
	・ 除染対策について	3
	・ 放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について	4
	・ 東日本大震災からの復興について	5
	・ 原子力安全対策について	7
2	地方創生に向けた取組の推進について	10
3	広域的な地域ネットワークの形成及び 港湾・空港機能の強化等について	12
	・ 高速道路網等の整備促進等について	12
	・ 港湾の整備促進について	13
	・ 地方空港の振興について	14
	・ 鉄道の復旧について	14
4	中山間地域における農林業の維持発展に向けた 新たな支援制度の構築等について	15
5	農地中間管理事業の推進について	17
6	「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 治水対策の強化について	18
7	災害時の福祉的支援の広域ネットワークについて	19

要望事項 1 原発事故への対応と東日本大震災からの復興について

平成23年3月に発生した東日本大震災から5年以上が経過したが、県民生活や企業活動は依然として厳しい状況が続いている。

各地域では、国の各種支援措置を最大限に活用し、風評被害対策や除染など各分野における取組を積極的に展開しており、北関東磐越五県においても、連携を強化し風評被害の払拭など共同事業に取り組んでいるが、本格的な復興のためには、復興・創生期間においても引き続きあらゆる面で国の支援が不可欠である。

については、次の事項について早急に対策を講じるとともに、各県における復興の取組に対して積極的に支援を行うよう要望する。

【風評被害対策について】

- 1 観光客の減少が深刻な地域の観光促進キャンペーン、国際会議の誘致等の誘客対策に取り組むとともに、観光客の回復に向けた国内外における五県共同事業について、強力に支援を行うこと。
- 2 中国人個人観光客向け「数次査証」の発給対象となる地域の拡大を図ること。
- 3 中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう国を挙げて全力で働きかけること。
また、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。
- 4 諸外国の輸入規制の解除に向けた取組状況及び関係国の反応について、関係県に対し継続して状況説明を行うこと。
- 5 食品中の放射性物質に関する国民の理解促進や、県や市町村が実施する検査体制への継続的な支援と国の検査体制の維持に努めるとともに、検査結果の正確な情報発信や、安全性が確認された食品の積極的なPRを行うこと。
また、県や市町村が行う農林水産物等の風評被害対策について、財政支援も含めた積極的な支援を行うこと。

【損害賠償について】

- 1 東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることがなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、東京電力を指導すること。
また、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。
- 2 あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に早急に明示すること。
- 3 農機具や農業用施設などのいわゆる償却資産の再取得に要する費用等について、事業再建に支障が生じることのない、的確な賠償がなされるよう東京電力を指導すること。
- 4 農業者・団体が自ら行う農地、農業用施設、樹木、シイタケほだ場などの除染に要する費用について、農業者等に負担が生じないよう基準を明確に示すとともに、確実な賠償を行うこと。
また、農林水産業者・団体が負担した農林水産物の自主検査に要する費用（検査機器、人件費等）について、被害者に寄り添い迅速な賠償を行うよう東京電力を指導すること。
- 5 消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払いを遅延させないよう東京電力を指導すること。
- 6 地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等についても、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

【除染対策について】

- 1 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、地域の実情に応じた除染対策を実施できるよう万全の措置を講じること。
- 2 汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、除染等の措置に要した全ての費用については、国及び東京電力の責任において万全の措置を講じること。
- 3 河川や湖沼等における実効性の高い除染技術を確立すること。
- 4 森林の除染や放射性物質対策については、生活環境の安全・安心の確保や里山の再生、調査研究等の将来に向けた取組など森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のあるきめ細かな対策を講じるとともに、中長期的な財源を確保すること。
- 5 除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分基準の制定など、国が責任をもって安全性を確保しながら保管及び処分に係る措置を講じること。

【放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理について】

- 1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処分について、住民理解を得るために国が前面に立って説明責任を果たすこと。
- 2 指定廃棄物については、国の責任において必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間安全を確保するため、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。なお、時間的経過により放射能濃度が減衰したことをもって、国は一方的に指定を解除しないこと。
- 3 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、一部で処理が進められているものの、焼却灰や建築・農業系廃棄物などの多くは処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任において実効性のある処理対策を講じること。
- 4 農業用ダム・ため池等の放射性物質対策等で発生する土砂等を、放射性物質汚染対処特別措置法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めること。また、汚染土砂については、国が責任をもって迅速かつ適切な処理を進めること。
- 5 汚染廃棄物対策地域内における建設工事等から発生する廃棄物や汚染土砂等については、その汚染濃度に関わらず、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。
- 6 これらの廃棄物等の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに要した費用について、今後発生するものも含め、国及び東京電力の責任において、万全の賠償を行うこと。

【東日本大震災からの復興について】

- 1 東北横断自動車道いわき新潟線の全線4車線化、東北縦貫自動車道の全線6車線化、常磐自動車道の暫定2車線整備区間の4車線化、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道水戸線の早期全線供用を図ること。
- 2 災害時の港湾機能の強化のため、直轄事業による防波堤等の外郭施設等の整備を促進すること。
- 3 災害時の医療体制の強化や福祉サービスの確保のため、災害医療の拠点となる病院の整備、医療・社会福祉施設の耐震・免震化の推進や自家発電装置の整備等に対し、財政支援措置を充実すること。
- 4 都道府県防災行政無線の再整備や市町村における防災行政無線の整備、庁舎・避難所の耐震化、防災拠点施設等の整備など、引き続き防災・減災対策に取り組む必要があることから、緊急防災・減災事業債による措置を恒久化し、安定した財源を確保すること。
- 5 消防防災施設（設備）災害復旧費補助金及び社会福祉施設等災害復旧費補助金については、復旧が進んでいない避難指示区域を有する福島県の現状等を踏まえ、当分の間継続すること。
- 6 災害時に避難所等となる学校施設の耐震化を更に促進するために、小中学校施設については、 I_s 値 0.3 以上の建物についても I_s 値 0.3 未満の建物と同様の国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること。
さらに、躯体の耐震化に加えて、吊り天井等の非構造部材の耐震化についても、国庫補助の嵩上げ等の財政措置の充実を図ること。
また、すべての特別支援学校についても、小中学校施設と同様、国庫補助の嵩上げ措置を講じるとともに、高等学校施設についても、より一層、財政措置の充実を図ること。
- 7 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を運用する国として、電力会社と連携した系統の増強策を講じること。

- 8 災害時においても治安維持活動の拠点としての機能を維持するため、警察施設を整備する際に、耐震・免震化等に関する国庫補助の嵩上げ措置を講じるなど、財政支援措置の充実を図ること。
- 9 復興の取組を行っている自治体の財政負担抑制のため、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金に関して、民事再生法の規定により借受人の債務が免除される場合に、当該貸付金の償還免除の対象となるよう措置を講じること。

【原子力安全対策について】

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

- 1 原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括した上で、国民に明確に説明すること。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、関係機関や専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行ったうえで、新規規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力施設の安全性向上のため、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むとともに、取組状況や安全性について、責任を持って国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

- 2 原子力規制委員会は、新たに設置した「監査・業務改善推進室」の有効活用などにより、引き続き、高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、関係自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

特に、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、内部監査にとどまらず、組織の健全性や信頼性を評価する外部機関を新たに設置するなど、改善できる仕組みを構築すること。

また、新規規制基準に基づく適合性審査について、設備運用に係るソフト面の規制を含め、厳格かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

- 3 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるよう求めるとともに、その取組に対する指揮監督を徹底すること。

- 4 放射能に対する国民の不安を払拭するとともに、風評被害を防止するため、国の責任において、放射線のモニタリング調査などを十分に行うとともに、その結果を総合的に国民に分かりやすく説明するなど、必要な対策を強化すること。
- 5 原子力防災対策については、原子力災害が起きた場合の住民の安全を最優先に捉え、国が責任をもって行うこととともに、原子力災害対策指針の今後の改訂に当たっては、最新の知見や国内外の状況を踏まえつつ、地域の実情を考慮し、国が責任を持って防災対策を担うことを明確にすること。その際、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）などにおいて一時避難所や病院等への防護措置を含む具体的な対策、隣接県への避難を含め策定すべき避難計画の内容などについて、関係自治体の意見を尊重した上で、国としての考え方を早急に示すこと。

また、UPZ外の自治体でも、必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、事前の対策について、改めて検討を行うこと。

加えて、原子力の防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

さらに、資機材の配備やインフラ整備等に必要な経費については、UPZ外の地域における対策に要する経費を含め、国において確実に財政措置を講じること。
- 6 事故発生時における原子力施設の安全確保や迅速な対応を図るため、意思決定や指揮命令系統などに関する法の制定や特殊部隊の創設など、国の体制整備に取り組むこと。
- 7 避難行動要支援者の避難については、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる病院や社会福祉施設等の確保など国として具体的な支援体制を確立すること。
- 8 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時避難所等の整備及び放射線防護対策等について、原子力防災会議が積極的に調整すること。

9 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証を行った上で、再処理施設や加工施設及び事故を起こした原子炉などに係る原子力災害対策重点区域の範囲についての考え方を早急に示すこと。

併せて、廃止措置に向けて長期間停止する原子炉についても必要な対策を示すこと。

10 今後の廃炉作業を担う、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、作業環境の改善や労働災害の再発防止対策等の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

要望事項 2 地方創生に向けた取組の推進について

我が国は、急速な少子高齢化の進展と人口減少という、地域社会の存続をも脅かしかねない、重要な課題に直面している。

こうした中、国においては、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保していくため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国・地方を挙げた「地方創生」の取組を深化させるとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととしている。

北関東磐越五県においても、地方版総合戦略を策定し、地方創生なくして一億総活躍社会の実現はないとの認識のもと、市町村との連携を図りながら、地方創生に向けて全力で取組を進めている。

今年度から、地方創生は本格的な事業展開に取り組む段階となるが、力強い潮流をつくりながら着実に成果を上げていくためには、これまでも増して、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して地方創生に取り組めるよう、十分な財源の確保が必要である。

また、課税権や労働法制、年金の制度設計、高等教育機関の配置、医療資源の配分など、人口減少問題を解決するために大きな影響を及ぼす施策は国に決定権があることから、国自らが国家的プロジェクトとして制度設計を行い、なすべき施策をスピード感を持って大胆かつ積極的に実行していくことが不可欠である。

そこで、次の事項について、地方の声を十分に聞き、地方の実態を踏まえ、総合的な対策を講じるよう強く要望するものである。

- 1 平成 27 年度から地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を十分に確保すること。

その際には、適切なマクロ金融・財政政策を講じることで、名目の経済規模を拡大し、デフレ脱却を確かなものとする事により、地方創生につながる経済環境を整備すること。

また、平成 28 年度に創設された地方創生推進交付金については、「地域再生計画」に位置づけることにより、複数年度にわたる事業執行が可能とされた。しかし、地方団体ごとの申請事業数及び交付金額の上限設定や、先駆型の対象事業を複数自治体による事業に限定していることなどの制約について、一部は緩和され、運用の弾力化が図られているものの、より一層の緩和あるいは撤廃を図るなど、地方が使いやすいものとなるよう、地方の意

見を踏まえながら不断の見直しを行うとともに、規模を拡充すること。

さらに、平成 28 年度に創設された企業版ふるさと納税については、寄附の申出の有無に関わらず、「地域再生計画」の申請を認めるとともに、事業完了前の寄附の受領を認めるなど、企業の意思を地方が活かしやすい柔軟な制度とすること。

加えて、地方創生を総合的に支援する新たな地方債を創設すること。

2 人口減少の背景にある構造的課題を解決するため、国においても、以下の事項についてスピード感を持って積極的な施策展開を図ること。

- (1) 地方への新しい「ひと」の流れや新しい「しごと」をつくりだすため、地域への移住定住等を促進する国民意識の醸成や、地域の実情に応じた地方創生の拠点づくり等に対する支援制度の創設・拡充
- (2) 企業の本社機能・大学・政府機関等の地方移転の促進や、地方国立大学等の運営基盤の強化等
- (3) 正規雇用の拡大等、地方に就職・定着する若者の雇用環境の改善や、女性の継続雇用・再就職の支援等
- (4) 結婚・妊娠・出産・子育てを後押しする経済的支援制度など、切れ目のない総合的な施策の推進
 - ・ 結婚や妊娠・出産、子育てに関するポジティブイメージが持てるような意識啓発や機運の醸成、さらには世代をつなぐ意識を高めるための教育の充実
 - ・ 子どもの医療費助成に係る国民健康保険制度における国庫負担減額調整措置の早急な廃止及び子どもの医療に関わる全国一律の制度の構築
 - ・ 保育料軽減措置の拡充や、3人以上を育てた場合の年金加算など、多子世帯に配慮した制度の検討
- (5) 6次産業化などによる農林水産業の振興や、国内外旅行者の周遊観光の推進による観光関連産業等の振興など、地域の特性を活かした産業の活性化や雇用の創出に向けた総合的な施策の推進

要望事項3 広域的な地域ネットワークの形成及び 港湾・空港機能の強化等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、日本列島の中央部に位置し、太平洋と日本海に臨む、本州の重要な交通結節点である。五県は互いに隣接し、豊かな自然環境や生活文化を有するとともに、エネルギーや水資源、農産物の首都圏への供給源であるなど、経済面でのつながりも深い。

さらに、平成23年3月の北関東自動車道全線開通により、北関東磐越五県は高速道路でループ状につながり、人・物・情報・産業・文化などの連携、交流が一層深まる環境が整ってきたところである。

一方、東日本大震災や世界的な景気低迷は、地方経済に大きな影響を及ぼしており、地域の活性化のためには、高速道路の整備による広域的なネットワークの形成や、空港・港湾機能の強化により利用促進を図ることが不可欠である。

そこで、国におかれては、次の事項について予算の十分な確保を図り、社会基盤の整備及び維持管理並びに事業の円滑な推進を強く要望する。

【高速道路網等の整備促進等について】

- 1 常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道の整備促進を図ること。
- 2 東北縦貫自動車道宇都宮IC以北の6車線化、東北横断自動車道いわき新潟線会津若松IC以西の4車線化のほか、栃木都賀JCT付近の拡幅事業の早期実施など、渋滞が発生している区間の渋滞緩和、安全性向上、冬期交通確保に向けた対策を行うこと。
- 3 高速道路利用者の利便性・快適性の向上のため、北関東自動車道太田PAの整備促進を図ること。
- 4 渋滞緩和や地域振興に寄与する社会便益の大きいスマートICの増設を推進するとともに、整備に必要な財源を確保すること。また、車長や時間制限の解除に向けた自治体の取組を支援すること。

- 5 広域観光の促進による地方創生及び災害時輸送路の多様性確保のため、高速道路網の空白地帯を補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。
- 6 高速道路は国の根幹を成す道路であることに鑑み、高速道路を跨ぐ橋梁の定期点検、補修補強工事及び撤去は、国もしくは高速道路会社が施工する制度を新たに創設すること。
また、上記施工に要する費用は国が負担する制度とすること。
新たな制度が創設されるまでは、市町村が定期点検、補修補強工事及び撤去を実施する場合には、社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げ及び特別枠として必要な予算を確保すること。

【港湾の整備促進について】

- 1 我が国の経済活動、国民生活、防災等にとって、真に必要な港湾事業については、集中した投資を行い事業の促進を図るとともに、茨城港、鹿島港、小名浜港、相馬港、新潟港、直江津港の一層の整備、機能強化を促進すること。
また、大規模地震発生時に緊急物資等の輸送や物流機能の確保に資する耐震強化岸壁の整備が重要であり、これらを推進すること。
- 2 産業の国際競争力の確保等全国的な見地から必要な施設整備については、国が自ら責任をもって実施すること。
- 3 国際バルク戦略港湾及び日本海側拠点港の整備を促進するため、重点的な予算の確保と国費嵩上げなどの財政的支援措置や規制緩和などの制度設計を早期に示すとともに、民間の埠頭運営事業者が行う施設整備への補助率の嵩上げや無利子貸付制度の対象範囲の拡大など、支援制度を拡充すること。
- 4 必要な公共事業費を確保し、港湾海岸の整備や、管理等が困難になるようなことを回避するとともに、既存施設の有効活用のため、維持補修に係る国の技術的支援並びに予算措置等の充実を図ること。

【地方空港の振興について】

- 1 東日本大震災及び原発事故の影響による国際線の運休が継続していることから、国において、諸外国に対し正確な情報を発信するとともに、国際線の早期再開や新規路線の就航に向けた県の取組等に対する支援や国管理空港における着陸料金の軽減措置を講じること。
- 2 福島空港・茨城空港・新潟空港を活用した、北関東磐越地域を周遊する広域観光ルートの策定や観光誘客等、各県が連携した空港の利用促進に係る取組に対する支援を行うとともに、国においても外国人観光客の誘客促進に積極的に取り組むこと。
- 3 訪日観光査証の要件緩和や入国手続の円滑化・迅速化など、外国人観光客の受入体制の整備を図ること。あわせて、外国人向け免税店制度や海外発行カードに対応した施設の拡充、公共交通機関における外国語表示の充実やICカードの利用拡大など外国人観光客の受入環境の整備を促進すること。

【鉄道の復旧について】

- 1 JR常磐線とJR只見線の早期全線復旧を図ること。
- 2 現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件などの補助要件の緩和等を行うこと。
- 3 JR常磐線については、駅舎移設等により原状の復旧から増加する事業費について、国が支援すること。
また、JR只見線については、その復旧工事費について、JR東日本に対し地元自治体と連携して支援すること。

要望事項 4 中山間地域における農林業の維持発展に向けた新たな支援制度の構築等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、米をはじめとした農林産物の主要な産地であり、大消費地への食料等の供給基地としての役割とともに、中山間地域が有する国土保全、水源かん養、景観形成、大気保全機能などの公益的機能の維持という大きな役割も果たしている。

平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止や生産組織の育成など、中山間地域農業の維持には一定の効果があったものの、自然・社会条件が厳しく規模拡大が困難な地域では十分な所得が確保されず、若者の就農を促進するまでには至っていない。

このため、規模拡大による所得確保が困難な中山間地域において、多様な担い手が安心して農業経営に取り組めるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に加え、社会政策的観点も含めた公的なサポートの拡充による新たな支援制度を、国が責任を持って構築すること。加えて、地域の特性に合わせた農業を実現するために収益性の高い園芸作物等に新たに組み込む場合の支援制度の継続を要望する。

一方、林業については、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎えてきているものの、林業者の収益性の確保が難しく、林業生産活動が停滞しているという課題がある。

このため、地域の創意工夫を生かし、素材生産から木材利用に至る総合的な取組により、林業の成長産業化を実現できるよう、積極的かつ継続的な国の支援を要望する。

- 1 農業を営むことで他産業並みの所得が確保できるよう、中山間地域等直接支払制度の農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に加え、中心市街地へのアクセスや積雪量など自然・社会条件を踏まえた新たな地域維持支払と、新規就農者の所得を一定期間、一定水準保障する仕組み等を導入することにより公的サポートを拡充すること。
- 2 公的なサポートの拡充による新たな支援措置の構築にあたっては、安定した財源の確保により将来にわたって機能し、地域裁量が発揮される制度となるよう国が責任をもって行うこと。

- 3 中山間地域において地域の特性に合わせた農業を実現するため、強い農業づくり交付金の予算増額や産地パワーアップ事業の基金積み増しなど、収益性の高い園芸作物等に新たに取り組む場合の支援制度を継続すること。

- 4 地域の実情を踏まえ、素材生産から木材加工・流通・利用までの総合的な取組が推進できるよう、次世代林業基盤づくり交付金の安定的かつ十分な予算の確保と柔軟な運用を図ること。

要望事項5 農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業は、担い手への農地集積・集約化を一層進める制度として、平成26年度から各都道府県で取組が進展している。

しかし、本事業は、県による農用地利用配分計画の縦覧や公告、業務委託の知事承認など、従来の農地集積に関する事業に比べ手続きが煩雑で、担い手への権利設定までに多くの時間と労力を要し、農業者の積極的な利用の妨げとなっている。

また、農地の出し手・地域に対する補助金について、国は平成30年度までの交付単価を示す一方で、平成28年度から交付ルール的大幅な見直しを行ったほか、「平成28年農地中間管理機構事業のうち事業推進費の財源措置について」（平成28年1月）により、機構の運営費や業務委託費等に係る推進事業費について、都道府県費の予算計上を求めるなど、毎年、制度運用が見直されるため、事業推進に支障が生じている。

そこで、国においては、事業の円滑な推進に向けて事務手続きの簡素化を図るとともに、各都道府県が長期展望をもって担い手への農地集積・集約化の支援に取り組めるよう、制度の安定化と十分な予算確保を図るよう要望する。

特に、機構の運営費や業務委託費等に必要な推進事業費については、今年度同様、実質、都道府県が負担する額を含むこととし、新たな地方負担を求めないことを要望する。

要望事項6 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく治水対策の強化について

最近の気候変動等により、雨の降り方が局地化、激甚化してきており、豪雨の発生が以前より増えてきているなど、災害発生のリスクが高まっている状況にある。

実際、平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出、多数の孤立者の発生など、甚大な被害が発生した。

これを踏まえ、国においては平成27年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進することとしており、そのリーディングプロジェクトとして、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」が、大変注目されている。

今後の豪雨災害に対応するためには、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、治水対策（ハード・ソフト対策）強化が重要であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保
国や県が管理する各河川において、河川改修の迅速化を図り、治水安全度を高めるため、必要となる予算の十分かつ安定的な確保を図ること。
- 2 減災のための危機管理型ハード対策の実施
国が管理する河川が破堤した場合には甚大な被害が発生するため、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を速やかに実施すること。
- 3 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施
大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組を流域の市町村等と一体となって推進すること。
- 4 国と関係県等との連携強化
効果的・効率的な治水対策を実施するため、国、関係県、市町村等との連携強化を図ること。

要望事項 7 災害時の福祉的支援の広域ネットワークについて

未曾有の大災害となった東日本大震災では、災害時における多くの課題が浮き彫りとなり、とりわけ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方々に対する支援については、2次的被害を防ぐために、福祉の機能を確保することの重要性が明らかとなった。

国からは、平成24年12月に開催された「災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークの構築」に関する説明会において、まず都道府県単位での取組を進めて欲しい旨の依頼があり、それを受けて各県においては、東日本大震災時に行った施設の相互応援や福祉専門職の派遣等の経験を踏まえ、支援ネットワークの構築を検討しているところである。

しかしながら、大規模災害時には都道府県の枠を超えた支援が必要となることから、その活動を効果的、効率的に実施するためには、広域的な調整機能や、支援の実施内容、手順などの全国的な共通化が不可欠である。

については、災害時における広域的な福祉的支援体制の強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時における施設間の相互支援（施設利用者の受入れ、職員派遣）の広域的な実施にあたっては、国において都道府県の窓口と一元的な調整が行われる仕組みを創設すること。
- 2 避難所等で福祉的ニーズの把握等を行う福祉専門職の派遣チームについては、災害救助法に基づく支援として明確に位置づけた上で、派遣元が支弁した費用については、被災自治体を通さない国への直接請求を制度化すること。

また、国において全国統一的な活動要領を作成し、当該チームを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築するとともに、各都道府県において実施する福祉専門職の派遣チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことのないよう、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を講じること。